

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 よくあるお問い合わせ

【支給対象について】

- Q 協力金の支給要件を教えてください。 3
- Q 「にいがた安心なお店プロジェクト」認証店とはどのような認証ですか。また、どのように申請したらよいですか。 3
- Q 「にいがた安心なお店プロジェクト」の認証を申請中ですが、午後 9 時まで時短営業した場合、協力金の対象となりますか。 3
- Q 「にいがた安心なお店プロジェクト」の認証を受けていますが、通常午後 9 時まで営業している場合、通常通り営業しても協力金の対象となりますか。 3
- Q 本社は県外にありますが、協力金の対象となりますか。 3
- Q 大企業や 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、個人事業主は、協力金の対象となりますか。 4
- Q 「接待を伴う飲食店」と「酒類を提供する飲食店」のどちらに該当しますか。 4
- Q 「酒類を提供する」とはどのような営業形態が対象となりますか。 4
- Q 従前から酒類を提供していない飲食店は、協力金の対象となりますか。 4
- Q 従前から酒類を提供していないカラオケ店は、協力金の対象となりますか。 4
- Q 店舗内の一部のスペースのみ時短営業を行い、それ以外は通常営業していた場合、協力金の対象となりますか。 4
- Q イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となりますか。 4
- Q 要請の全期間について時短営業しないと協力金の対象になりませんか。 4
- Q 時短営業せず休業した場合、協力金の対象となりますか。 4
- Q 要請期間前から臨時休業していた場合、協力金の対象となりますか。 5
- Q 要請期間前（又は期間中）に廃業しました。協力金の対象となりますか。 5
- Q 営業時間を定めず、客の来店状況に応じて午後 8 時以降営業している（または、完全予約制で営業している）場合は、協力金の対象となりますか。 5
- Q 午後 10 時までの営業時間は変えずに、酒類の提供を停止して営業する場合は協力金の対象になりますか。 5
- Q 午後 7 時まで営業している店舗が午後 6 時まで時短営業した場合、協力金の対象となりますか。 5
- Q 午後 8 時を超えて営業している店舗が、午後 8 時から午前 5 時までの間、テイクアウトやデリバリーのみで切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。 5
- Q テイクアウトやデリバリーのみで終日営業している店舗は協力金の対象になりますか。 5
- Q 弥彦村内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されますか。 5
- Q 店舗を新たにオープンしたばかりですが、時短営業した場合、協力金の対象となりますか。 . 5
- Q 午後 8 時までの時短営業とは、具体的にどういった状況のことをいいますか。 5
- Q 要請に応じて午後 8 時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力の対象となりますか。（例：午後 7 時から午前 0 時⇒午後 5 時から午後 8 時など。） 6
- Q 24 時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか。 6
- Q 百貨店やモールなどにテナントとして入居している店舗は協力金の対象となりますか。 6
- Q インターネットカフェは協力金の対象になりますか。 6

- Q ライブハウスは協力金の対象になりますか。 6
- Q ホテルや旅館は協力金の対象になりますか。 6
- Q ホテル内のレストランは協力金の対象となりますか。 6
- Q 昨年 5 月に新型コロナウイルス感染症の影響により、営業終了時間を午後 10 時から午後 8 時に変更しました。この場合も協力金の対象になりますか。 7
- Q 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したことになりますか。 7
- Q 要請期間中に休業する場合、感染防止対策を実施しなくても協力金の対象になりますか。 ... 7
- Q 社員食堂は対象になりますか。 7

【申請について】

- Q 申請の受付期間はいつまでですか。 7
- Q どのように申請したらよいですか。 7
- Q 申請書類はどこで受け取ることができますか。 7
- Q 申請書類は郵送した後に、入れるべき書類を同封し忘れたことに気づきました。どうすればよいですか。 7
- Q 飲食店営業許可の名義と、協力金の申請名義が異なってもよいですか。 7
- Q 飲食店営業許可が失効していたが協力金の対象となりますか。 8

【提出書類について】

- Q どのような書類を提出するのですか。 8
- Q 申請書に記載する常時使用する従業員とはどのような従業員ですか。 8
- Q e-Tax により申告をしたため、受付印がありません。どうしたらよいですか。 8
- Q 郵送により申告をしたため、受付印がありません。どうしたらよいですか。 8
- Q 個人事業主で確定申告の義務がない場合はどうしたらよいですか。 8
- Q 接待を伴う飲食店を運営していますが、社交飲食店営業許可書の提出は必須ではないですか。 8
- Q 営業時間短縮の実施業況がわかるものとはどのようなものですか。 8

【協力金の支給について】

- Q 申請後、支給されるかどうか、どのようにしてわかりますか。 8
- Q 申請から協力金が支払われるまでどれくらい時間がかかりますか。 9
- Q 協力金はどのくらい受け取れるのですか。 9
- Q 要請期間中に定休日や休業日があった場合、14 日間から支給額は差し引かれますか。 9
- Q 1 日あたりの売上高はどのように計算しますか。 9
- Q 売上高は消費税込みですか、税抜きですか。 9
- Q 1 日あたりの売上高を計算するにあたり、定休日の日数を差し引くことはできますか。 9
- Q 店舗をオープンしたばかりで前年度または前々年度の売上実績がない場合、いくら受け取れるのですか。 9
- Q 別の経営者から店舗の経営を引き継いだ（または、個人事業で経営していたが法人化した）場合、引き継ぎ（法人化）前の売上高で計算できますか。 9
- Q 1 日あたりの売上高を計算するときの売上高は、令和元年と令和 2 年のどちらを使ってもよいのですか。 10
- Q 令和 2 年 1 月 2 日以降に開業した場合、どのように計算したら良いですか。 10
- Q 複数施設を経営する場合はどのように計算したらよいですか。 10

【支給対象について】

Q 協力金の支給要件を教えてください。

A1-1 弥彦村内で食品衛生法に定める営業許可を取得し、客席等の飲食スペースを設けて営業している次の施設。

ただし、飲食スペースを持たない施設、特定の利用者のみ利用に供する施設は対象外。

①接待を伴う飲食店 【具体例】キャバレー、スナック、パブ、キャバクラ 等

②酒類を提供する飲食店 【具体例】居酒屋、レストラン、バー、カラオケ店 等

A1-2 協力要請の対象期間すべてにおいて、営業時間短縮の要請に全面的に協力いただくこと

対象期間：令和3年9月3日（金）0時～令和3年9月16日（木）24時

要請内容：午前5時から午後8時までの時間短縮営業（酒類の提供は午後7時まで）

※新潟県の「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証店（申請中を含む）については、

午前5時から午後9時までの時間短縮営業（酒類の提供は午後8時まで）

※従前から午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は協力要請対象外。

A1-3 新潟県がとりまとめた「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」を確認し、感染防止対策を徹底していること。

Q 「にいがた安心なお店プロジェクト」認証店とはどのような認証ですか。また、どのように申請したらよいですか。

A 新潟県が定めた認証基準に沿って感染対策を講じていただき、調査員の現地確認を経て認証する制度です。申請方法など詳しくは事務局にお問い合わせください。

■にいがた安心なお店応援プロジェクト事務局

電話番号：025-240-5330

受付時間：午前9時15分から午後4時45分まで（土日祝日含む）

Q 「にいがた安心なお店プロジェクト」の認証を申請中ですが、午後9時まで時短営業した場合、協力金の対象となりますか。

A 申請中の場合も、午前5時から午後9時まで（酒類の提供は午後8時まで）の時間短縮営業で対象となります。なお、要請期間の途中から申請をした場合は、その日から申請中として扱います。

Q 「にいがた安心なお店プロジェクト」の認証を受けていますが、通常午後9時まで営業している場合、通常通り営業しても協力金の対象となりますか。

A 認証を受けている場合であっても、従前の営業時間が午後8時を超え午後9時以内の場合は、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮する必要があるため、対象となりません。

Q 本社は県外にありますが、協力金の対象となりますか。

A 弥彦村内に対象施設（店舗）を有し、感染防止対策を含め、協力要請に全面的にご協力いただいた場合には、対象となります。

Q 大企業や 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、個人事業主は、協力金の対象となりますか。

A 酒類を提供する飲食店を運営するなど要件を満たせば、協力金の対象となります。

Q 「接待を伴う飲食店」と「酒類を提供する飲食店」のどちらに該当しますか。

A 社交飲食店営業許可証（風営法第2条第1項第1号）の取得が必要な営業を行っている場合は「接待を伴う飲食店」となります。それ以外で、飲食店営業許可を取得が必要な営業を行っており、酒類を提供している場合は「酒類を提供する飲食店」となります。

Q 「酒類を提供する」とはどのような営業形態が対象となりますか。

A 酒類を器に注いで（または、缶や瓶などを開封して）提供する形態での営業が対象となります。例えば、缶や瓶などを販売し、客が各席でそれを飲食するだけといった形態は「酒類を提供する」にあらず、時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q 従前から酒類を提供していない飲食店は、協力金の対象となりますか。

A 酒類を提供していない飲食店は、原則として時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。ただし、風営法に基づく営業許可により営業されている「接待を伴う飲食店」は対象となります。

Q 従前から酒類を提供していないカラオケ店は、協力金の対象となりますか。

A 酒類を提供していないカラオケ店は時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q 店舗内の一部のスペースのみ時短営業を行い、それ以外は通常営業していた場合、協力金の対象となりますか。

A 時短要請の対象となる店舗で、飲食スペースが区分されている場合は、そのスペースを時短営業した場合は対象となります。飲食スペースが区分されていない場合は施設全体の時短営業が必要となりますので、酒類を提供する店舗内の一部のスペースのみ時短営業しても、時短要請に対応したことにならず協力金の対象となりません。

Q イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となりますか。

A イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、「酒類の提供」にはあらず、時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q 要請の全期間について時短営業しないと協力金の対象になりませんか。

A 全期間時短営業を実施いただけない場合は対象となりません。時短要請の全期間について時短営業した場合に協力金の対象となります。

Q 時短営業せず休業した場合、協力金の対象となりますか。

A 時短営業要請の対象となる店舗が、時短営業ではなく休業した場合も協力金の対象となります。

Q 要請期間前から臨時休業していた場合、協力金の対象となりますか。

A 新型コロナウイルス感染症の影響以後に、短期的、一時的に休業していた場合は対象になります。従前の営業時間、休業時期を確認できる書類を提出いただき、支給要件を満たしているか審査させていただいた上で支給を決定します。

Q 要請期間前（又は期間中）に廃業しました。協力金の対象となりますか。

A 要請に応じた営業時間の短縮と言えないため、対象外です。

Q 営業時間を定めず、客の来店状況に応じて午後8時以降営業している（または、完全予約制で営業している）場合は、協力金の対象となりますか。

A 実態として午後8時から午前5時までの間、営業している場合は対象となりますが、申請の際、営業していたことがわかるものが必要となります。

Q 午後10時までの営業時間は変えずに、酒類の提供を停止して営業する場合は協力金の対象になりますか。

A 営業時間が短縮されていないため対象外です。

Q 午後7時まで営業している店舗が午後6時まで時短営業した場合、協力金の対象となりますか。

A 通常、午後8時から午前5時の間に営業していない店舗は時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q 午後8時を超えて営業している店舗が、午後8時から午前5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみで切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。

A 時短要請の対象となる店舗で、午後8時から午前5時の間、店内営業を行っていないければ、テイクアウトやデリバリーを行っていても協力金の対象となります。

Q テイクアウトやデリバリーのみで終日営業している店舗は協力金の対象になりますか。

A テイクアウトやデリバリーは協力要請の対象外のため、協力金の対象となりません。

Q 弥彦村内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されますか。

A 弥彦村内に複数店舗を有している場合、要請の対象となる全ての店舗について、時短営業にご協力いただいた場合に限り、支給対象となります。その場合、店舗数に応じて協力金額を算定します。なお、申請にあたっては、時短営業した店舗を一括して申請してください。

Q 店舗を新たにオープンしたばかりですが、時短営業した場合、協力金の対象となりますか。

A 令和3年9月2日以前から時短営業要請の対象となる店舗をオープンしていて、午後8時から午前5時の間に営業していた実績がある場合、協力金の対象となります。

Q 午後8時までの時短営業とは、具体的にどういった状況のことをいいますか。

A 午後8時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、午後7時までに酒類の提供を終了し、午後8時に閉店できるよう対応をお願いします。

Q 要請に応じて午後8時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力の対象となりますか。(例：午後7時から午前0時⇒午後5時から午後8時など。)

A 今回の要請は、午後8時から午前5時までの営業時間を短縮していただくことが目的です。よって、全体の営業時間を早い時間にシフトするなど、営業時間の長さは変えない場合でも、時短営業要請の対象となる店舗で午後8時から午前5時までの間の営業を行わなければ、協力金の対象となります。

Q 24時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか。

A 令和3年9月3日(金)0時から令和3年9月16日(木)24時までの間、毎日、午前5時から午後8時までの範囲で営業を行っていただければ対象となります。

Q 百貨店やモールなどにテナントとして入居している店舗は協力金の対象となりますか。

A テナントとして入居している場合も、「接待を伴う飲食店」や「酒類を提供する飲食店」に該当し、従来、午後8時から午前5時の間に営業を行っている店舗は対象となります。

Q インターネットカフェは協力金の対象になりますか。

A 食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、従来、午後8時から午前5時の間に営業しており酒類の提供を行っていれば対象となります。

Q ライブハウスは協力金の対象になりますか。

A 食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、従来、午後8時から午前5時の間に営業しており酒類の提供を行っていれば対象となります。

Q ホテルや旅館は協力金の対象になりますか。

A ホテルや旅館が食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、宴会場等において宿泊客以外を対象として、従来、午後8時から午前5時の間に営業しており酒類の提供を行っていれば対象となります。(宿泊客のみを対象に宿泊の一環として提供される飲食、ルームサービスは対象外です。)

当該施設において、要請に応じて時短営業を行い、支給要件を満たせば、宿泊営業を行っても支給対象となります。

Q ホテル内のレストランは協力金の対象となりますか。

A 従来、午後8時から午前5時の間に営業しており、酒類の提供を行っていれば対象となります。なお、(協力金は飲食店営業許可書を基準に店舗数を算定します。そのため)同フロアにある複数のレストランに対して、フロアに1つある厨房・キッチンについてのみ飲食店営業許可書を取得している場合等は、協力金の申請は1店舗の支給となります。

Q 昨年5月に新型コロナウイルス感染症の影響により、営業終了時間を午後10時から午後8時に変更しました。この場合も協力金の対象になりますか。

A 新型コロナウイルス感染症の影響以後に営業時間を早めた場合は対象になります。変更前の営業時間、変更時期を確認できる書類を提出いただき、支給要件を満たしているか審査させていただいた上で支給を決定します。

Q 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したことになりますか。

A 時短要請に全面的に協力いただいている店舗であれば、定休日であっても協力金を減額することはありません。

Q 要請期間中に休業する場合、感染防止対策を実施しなくても協力金の対象になりますか。

A 感染防止対策を実施いただくことも協力金の支給条件となっているため対象外です。

Q 社員食堂は対象になりますか。

A 特定の利用者のみ利用に供する施設は協力金の対象となりません。ただし、社員以外の一般の利用も可能としている場合で、支給要件を満たせば協力金の対象となります。

【申請について】

Q 申請の受付期間はいつまでですか。

A 令和3年9月17日（金）以降、当面の間を予定しています。

Q どのように申請したらよいですか。

A 郵送受付のみとなります。なお、郵送にあたっては、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお送りください。

Q 申請書類はどこで受け取ることができますか。

A 以下の場所で配布しております。また、ホームページからダウンロードすることができます。

弥彦村役場 産業部 観光商工課（電話：0256-94-1025）

Q 申請書類は郵送した後に、入れるべき書類を同封し忘れたことに気づきました。どうすればよいですか。

A 同封し忘れた書類を弥彦村観光商工課まで郵送してください。なお、郵送にあたっては、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお送りください。

Q 飲食店営業許可の名義と、協力金の申請名義が異なってもよいですか。

A 協力金の申請者は、原則として、飲食業許可を受けた事業者です。営業許可の名義と協力金の申請名義が異なる場合（営業委託を受けて営業している場合等を含む）は、その理由を証明する書類が必要となります。

Q 飲食店営業許可が失効していたが協力金の対象となりますか。

A 失効している場合は対象になりません。令和3年9月2日以前から有効で、かつ時短要請期間の全てを通して有効な許可を受けている場合に対象となります。

【提出書類について】

Q どのような書類を提出するのですか。

A 申請要領の申請フローチャートをご確認いただき、ステップに沿って、必要書類をご確認ください。

Q 申請書に記載する常時使用する従業員とはどのような従業員ですか。

A 労働基準法第 20 条に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を常時使用する従業員といます。なお、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、常時使用する従業員に含みません。

Q e-Tax により申告をしたため、受付印がありません。どうしたらよいですか。

A 確定申告書上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の印字があるものを提出してください。なお、印字がない場合は、確定申告書類とあわせて、「受信通知（メール詳細）」を提出してください。

Q 郵送により申告をしたため、受付印がありません。どうしたらよいですか。

A 提出する確定申告書類の年度の税務署が発行する「納税証明書（その 2 所得金額用）」をあわせて提出してください。

Q 個人事業主で確定申告の義務がない場合はどうしたらよいですか。

A 「市民税の申告書の控え」（受付印のあるもの）をご提出ください。なお、市の申告会場で職員が入力し、作成した「市民税の申告書の控え」については、受付印の押印を省略できます。

Q 接待を伴う飲食店を運営していますが、社交飲食店営業許可書の提出は必須ではないですか。

A 酒類を提供していることがわかるものを提出いただければ、必須ではありません。酒類の提供をしていない場合は、対象施設であることを確認するため、提出いただく必要があります。

Q 営業時間短縮の実施業況がわかるものとはどのようなものですか。

A 「営業時間短縮の実施状況がわかるもの」については、「通常の営業時間・時間短縮営業の実施期間・短縮後の営業時間」の告知をするチラシ等を掲示した様子を写真に収めたもの、店舗のホームページや SNS でお知らせしている様子のスクリーンショット等を用意してください。

【協力金の支給について】

Q 申請後、支給されるかどうか、どのようにしてわかりますか。

A 提出書類の受理後、内容を審査し支給（または不支給）の決定通知書を送付します。

Q 協力金はどのくらい受け取れるのですか。

A 提出書類を基に弥彦村が支給金額を計算しますが、申請前に、A「1 施設当たりの協力金支給額まるわかりシート」または、B,C「1 施設当たりの協力金支給額計算フローチャート」を使用し、支給金額をご確認ください。

Q 要請期間中に定休日や休業日があった場合、14 日間から支給額は差し引かれますか。

A 定休日や休業日があった場合も、一律で 14 日間分を支給します。

Q 1日の売上高はどのように計算しますか。

A 下記の方式により、前年度又は前々年度いずれかの1日当たりの売上高を計算します。なお、売上高は、消費税及び地方消費税を除いた、対象施設内の飲食に係る売上とします（対象外売上例：デリバリー、物販等）。

①年間売上高方式（協力金支給額の算出方法は、売上高方式のみに適用）

【計算式】年間売上高（税抜き）÷365日（※）

※令和2年2月29日の売上高が含まれる場合は366日

②9月の売上高方式

【計算式】9月の売上高（税抜き）÷30日

Q 売上高は消費税込みですか、税抜きですか。

A 売上高は消費税・地方消費税を除いたものを用います。確定申告や日々の売上高管理等を税込みで行っており、かつ売上高を個別に税抜きにすることが困難な場合は「税込みの売上高÷（1+税率）」といった方法で税抜きの売上高を計算しても差し支えありません。

Q 1日の売上高を計算するにあたり、定休日の日数を差し引くことはできますか。

A できません。年間売上高方式の場合は一律365日（令和2年2月29日が含まれる年度の場合は366日）、9月の売上高方式の場合は一律30日となります。

Q 店舗をオープンしたばかりで前年度または前々年度の売上実績がない場合、いくら受け取れるのですか。

A 今年度の売上高を基に、「売上高による方法」で支給額を計算します。ただし、令和3年9月2日時点で開業から1か月未満の店舗の支給額は一律35万円（大企業を除く）。

Q 別の経営者から店舗の経営を引き継いだ（または、個人事業で経営していたが法人化した）場合、引き継ぎ（法人化）前の売上高で計算できますか。

A 事業の継続性があると認められる場合に限り、引き継ぎ（法人化）前の売上高で計算することができます。

Q 1日あたりの売上高を計算するときの売上高は、令和元年と令和2年のどちらを使っても良いのですか。

A どちらでも構いません。金額の多い方を選択してください。

Q 令和2年1月2日以降に開業した場合、どのように計算したら良いですか。

A 開業日に応じて、以下のとおりとしてください。

① 令和2年1月2日～9月3日に開業して白色申告している法人、個人事業主・・・営業開始日から令和2年12月31日までの「1日当たりの売上高」を計算し、「A. 売上高による方法」で算出。

② 令和2年1月2日～9月3日に開業して青色申告している法人、個人事業主・・・確定申告書類による「9月の売上高」で「1日当たりの売上高」を計算し、「A. 売上高による方法」または「B. 売上高減少額による方法」で算出。

※「1日当たりの売上高」＝9月の売上高÷30日（9月中に開業した店舗等も30日で割ります。）

③ 令和2年9月4日～令和3年8月2日に開業・・・開店日から令和3年8月2日までの「1日当たりの売上高」を計算し、「A. 売上高による方法」で算出。

④ 令和3年8月3日以降に開店・・・1施設当たりの支給額は一律35万円。

Q 複数施設を経営する場合はどのように計算したらよいですか。

A 施設ごとに「1施設当たりの支給額」を計算し、足し上げて支給総額を計算します。

※申請にあたっては時短営業した全ての店舗をまとめて申請する必要があります。分けて申請することはできません。